

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ（6）に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物

[平成18年7月27日 号外環境省告示第105号]

[改正]

平成23年04月01日 環境省告示第38号
平成29年06月13日 環境省告示第58号
平成31年03月20日 環境省告示第46号
令和01年10月07日 環境省告示第22号
令和02年03月30日 環境省告示第35号
令和07年07月28日 環境省告示第63号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第三号イ（6）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ（6）に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ（6）に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第六条第一項第三号イ（6）に規定する環境大臣が指定する産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物（鉱さいであるものに限る。）であって、当該産業廃棄物に含まれる別表の第一欄に掲げる物質ごとに同表の第二欄に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成十八年七月環境省告示第百二号。以下「石綿処分方法告示」という。）第二条第一項第一号又は第三号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物（令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。以下同じ。）を溶融したことにより生じた産業廃棄物
- 二 石綿処分方法告示第二条第一項第一号又は第三号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物を溶融したことにより生じたばいじんを廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理生成物の基準（平成十八年七月環境省告示第百一号。以下「基準告示」という。）に規定する基準に適合するよう溶融したことにより生じた産業廃棄物
- 三 石綿処分方法告示第二条第一項第二号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の無害化処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第九条の十第一項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。）を行ったことにより生じた産業廃棄物
- 四 石綿処分方法告示第二条第一項第二号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんを石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容

等の基準等（平成十八年七月環境省告示第百号。以下「無害化処理告示」という。）第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理したことにより生じた産業廃棄物

五 石綿処分方法告示第二条第一項第四号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の破碎又は切断（同項第一号又は第三号に掲げる方法により処理するため行う破碎又は切断に限る。）を行ったことにより生じた粉じんを基準告示に規定する基準に適合するよう溶融したことにより生じた産業廃棄物

六 石綿処分方法告示第二条第一項第四号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の破碎又は切断（同項第二号に掲げる方法により処理するため行う破碎又は切断に限る。）を行ったことにより生じた粉じんを無害化処理告示第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理したことにより生じた産業廃棄物

七 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号。以下「平成四年告示」という。）第十三号イに掲げる方法により廃石綿等（令第二条の四第五号トに規定する廃石綿等をいう。以下同じ。）を溶融したことにより生じた産業廃棄物

八 平成四年告示第十三号イに掲げる方法により廃石綿等を溶融したことにより生じたばいじんを基準告示に規定する基準に適合するよう溶融したことにより生じた産業廃棄物

九 平成四年告示第十三号ロに掲げる方法により廃石綿等の無害化処理を行ったことにより生じた産業廃棄物

十 平成四年告示第十三号ロに掲げる方法により廃石綿等の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんを無害化処理告示第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理したことにより生じた産業廃棄物

別表

第一欄	第二欄	第三欄
水銀又はその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下であること。	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号付表二に掲げる方法
カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。	日本産業規格K〇一〇二一三の十四に定める方法
鉛又はその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下であること。	日本産業規格K〇一〇二一三の十三に定める方法

六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。	日本産業規格K○一〇二一三の二十四・三に定める方法
ひ 砒素又はその化合物	検液一リットルにつき砒(ひ)素〇・〇一ミリグラム以下であること。	日本産業規格K○一〇二一三の二十に定める方法
セレン又はその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム以下であること。	日本産業規格K○一〇二一三の二十六・二又は二十六・三に定める方法
ほう素又はその化合物	検液一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。	日本産業規格K○一〇二一三の五・二、五・五又は五・六に定める方法
ふつ素又はその化合物	検液一リットルにつきふつ素〇・八ミリグラム以下であること。	日本産業規格K○一〇二一二の五・三又は五・五に定める方法
備 考	<p>1 第二欄に掲げる基準は、第一欄に掲げる物質ごとに第三欄に掲げる方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>2 検液は、付表に定める方法により作成し、これを用いて検定を行うものとする</p>	

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

1 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム
ひ
化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物については、次の方法によ
る。

(1) 検定する産業廃棄物の取扱い

検定する産業廃棄物は、ガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容
器に収める。

(2) 試料の作成

検定する産業廃棄物を粗碎した後、非金属製の二ミリメートルの目のふるいを通
過させて得た物を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料（単位グラム）と溶媒（純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が五・八以
上六・三以下となるようにしたもの）（単位ミリリットル）とを重量体積比十パー

セントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温（おおむね摂氏二十度）常圧（おおむね一気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約二百回に、振とう幅を四センチメートル以上五センチメートル以下に調整したもの）を用いて、六時間連続して振とうする。

(5) 検液の作成

(1) から(4)までの操作を行って得られた試料液を十分から三十分程度静置後、毎分約三千回転で二十分間遠心分離した後の上澄み液を孔径〇・四五マイクロメートルのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

2 ほう素又はその化合物及びふつ素又はその化合物については、次の方法による。

(1) 検定する産業廃棄物の取扱い

検定する産業廃棄物は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器に収める。

(2) 試料の作成

検定する産業廃棄物を粗碎した後、非金属製の二ミリメートルの目のふるいを通して得た物を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料（単位グラム）と溶媒（純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が五・八以上六・三以下となるようにしたもの）（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温（おおむね摂氏二十度）常圧（おおむね一気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約二百回に、振とう幅を四センチメートル以上五センチメートル以下に調整したもの）を用いて、六時間連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器を用いる。

(5) 検液の作成

(1) から(4)までの操作を行って得られた試料液を十分から三十分程度静置後、毎分約三千回転で二十分間遠心分離した後の上澄み液を孔径〇・四五マイクロメートルのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。